

No.	確認したい内容・その背景・主旨	回答
1	空気環境測定について(カビモニタリング) カビモニタリングは「空中浮遊菌調査及びふき取りによる付着菌調査を行う。」とありますが、調査方法・内容等については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。貴県の想定があれば具体的に方法・内容についてご教示ください。	本質問回答の参考資料として、鳥取県立博物館の真菌類モニタリング調査の仕様書例を提示しますのでご参照ください。
2	開館までの維持管理業務について 建物が竣工・引渡しされてから開館までの維持管理について、要求水準に「施設の維持管理を適切に行うこと」とありますが、維持管理体制・実施方法等は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。 (例:維持管理業務の要求水準には「毎日24時間の有人警備を行うこと」とあるが、開館準備期間の人員配置の時間、人数は事業者提案)	建物引渡し後開館までの間における維持管理については、10月1日付けの回答N020(質問回答244)のとおり、要求水準を充足している限りにおいてご理解のとおりです。維持管理業務は、開業準備期間中は施設の維持管理を適切に行うこととするとともに、開館後は、職員や来館者等の利便性、快適性、安全性も確保することを目的としています。時期に応じて適切な維持管理業務が行われる限りにおいて、事業者の提案に委ねることとします。
3	常設展示室・企画展示室・県民ギャラリーに設置する移動間仕切壁の収納スペースについて、当該部分の面積は、業務要求水準書および要求水準書別添資料1に示されている各展示室の室面積に含むものと考えますが宜しいでしょうか。	各展示室、県民ギャラリーの移動間仕切りの収納スペースの面積は、当該室の室面積には含まれないものとお考えください。
4	業務要求水準書に、エリア面積について「以上とあるものはそれに従い、その他は95%以上の範囲で確保する」との記載があります。一方で要求水準書別添資料1の展示エリアにおいて、県民ギャラリートラックヤードの要求面積が「適宜」とされており、県民ギャラリートラックヤードを除いた室の要求面積合計は2610㎡、その95%は2480㎡になります。県民ギャラリートラックヤードはある程度纏まった広さが必要と思われませんが、展示エリアの要求面積を2480㎡と考えてこれの95%以上の面積を確保すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のあるとおり、各室で面積の指定のあるものは、その95%が面積の下限となりますので、各室の要求面積を確保することを前提に計画していただく必要があります。したがって、御質問の展示エリアについては面積の指定のある室の室面積の合計である2,610㎡の95%以上を整備するものとし、かつ、その面積の範囲外で県民ギャラリー用トラックヤードを整備してください。なお、全体の延べ面積は9,910㎡を確保しながら増加する場合も105%以下の範囲内となります。
5	様式6-B-8において、エリア面積を記載する欄が見当たりません。記載不要と考えますが宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	燻蒸、脱酸素処理等が必要な寄贈資料等について、数量の想定がございましたらご教示願います。	平成31年4月26日に公表した鳥取県立美術館(仮称)整備運営事業実施方針等に関する質問・意見に対する回答参考資料集(県立博物館実績版)をご参照ください。
7	事業者が行う廃棄物の処理は所定の場所に収集し集積することであり、その後の処理は県で実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	廃棄物の処理は、収集・運搬・処分まで全て事業者の範囲とします。併せて、業務要求水準書「V 4. (5) ② n.」を次のとおり訂正します。 「n. ごみ運搬処理 ・ 日常的に中継所に集められたごみ等を区別して集積所まで運搬する。 ・ 日常的に集められたごみを種類ごとに分別する。 ・ 日常的に集められたごみを適量分量に梱包する。 ・ 分別、梱包したごみは、廃棄物収集運搬事業者との委託契約等の方法も含め関係法令に従って処分する。」
8	県主体企画展の展示・撤収作業は事業者で行うため、廃棄物処理も事業者が実施するとの理解でおりますが、県主催のワークショップやイベントに伴う廃棄物の処理は県で実施されるという理解でよろしいでしょうか。	県主催のワークショップやイベントにより発生するものを含め、敷地内で発生する廃棄物の処理は事業者の事業範囲とします。ただし、貸館等による外部の主催者の主催によるイベント等により発生する廃棄物の処理については、貸館の利用規約に定めて対応してください。併せて平成31年4月26日に公表した鳥取県立美術館(仮称)整備運営事業実施方針等に関する質問・意見に対する回答のNo. 305も御参照ください。
9	総務事務室内の共有サーバーは事業者間のみで使用するものという認識でよろしいでしょうか。	県職員が庁内LANにおいて使用するものを想定しています。事業者の職員が必要とするもの、又は、県職員と事業者の情報伝達・コミュニケーションのための情報システムについては別途整備してください。
10	割賦払いにおける割賦基準金利の決定方法について、基準金利の決定時期は、「本施設の引渡日の2営業日前」としていただきたい。加えて、債務負担行為の議決枠を超え改要求が必要となる期間も想定の上、割賦支払第一回の支払期限を確定的(例:令和6年7月末まで)に明確にしていきたい。事業者からの請求書受領後、上記支払期限までの任意の日に支払いいただく建付けです。ご検討をお願いします。	ご指摘を踏まえ、事業契約書(案)「別紙3 2(1)②」の表の支払回数及び基準金利の記述を以下のとおり訂正します。 支払回数: 事業者は、本施設の引渡後、毎年、適法な請求書を県に発行する。県は、本施設の引渡日から5か月以内の任意の日に、第1回目の支払を行う。以降、毎年4月初頭支払の全15回払いとする。 基準金利: 本施設の引渡日の2日前(銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日)のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBORベース15年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時。テレレート17143ページ。)とする。 なお、入札時における基準金利の適用日は、令和元年7月末日とし、令和元年8月初頭に鳥取県ホームページにて公表する。
11	①一括払い分と②割賦元本及び割賦金利(割賦支払い)の第一回支払の想定支払時期の確認です。本施設の引渡時期を令和6年3月末とした場合、一括支払分の支払時期は、令和6年4月～5月頃と理解していますが、割賦払い分の第一回支払の時期も同時期(令和6年度初頭)となるのか、あるいは令和7年度初頭となるのでしょうか。	一括払い分は、引渡日以後、正当な請求書を受領した後に支払うとともに、割賦払い分の第1回目の支払いについては、本施設の引渡日から5か月以内の任意の日に支払を行うこととします。

No.	確認したい内容・その背景・主旨	回答
12	光熱水費について、都度実績払いの検討はやはり難しいか。もし難しい場合であっても、県と事業者との間で、支払額について何らかの協議の場を設けることを希望したい。	<p>ご指摘を踏まえ、令和元年10月1日に入札参加者に対して周知した第1回重点対話の回答No. 65、66、67を下記のとおり訂正します。</p> <p>令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答の公表（第2回目）の質問回答No. 488を下記の通り訂正します。</p> <p>「開館4年目以降の光熱水費は、当初3年度間の実績をもとに一定額を支払うこととします。」</p> <p>あわせて、事業契約書（案）「別紙3 3 （2）」を以下のとおり訂正します。</p> <p>「事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。県は「別紙4 業績監視要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後10日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、県が支払を行う。第1回目の支払は令和2年4～6月分とし、以降、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月と3か月ごと、事業期間中全80回払いとする。なお、事業者がすべての費用を自らの負担で行う独立採算による事業（以下「独立採算事業」という。）を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費については、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、事業者は各四半期の業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、他の開館準備の対価とともに県が支払を行う。開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費の実績値を基に県と事業者との間において協議の上決定される額とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。また、開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、県が事業者を支払う。」</p> <p>なお、燃料費のうち公用車や招待バスのガソリン代等は含めない整理とし、実績払の対象とするのは県立博物館の実績からA重油を想定しています。</p>
13	念のため確認ですが、提案時に計画プランに基づいて適切に計算した社会資本整備総合交付金の金額について県が適切と判断すればその条件で事業契約が締結されると考えられますので、実際の交付金額に関係なく、提案した金額が一時金として支払われるという理解でよろしいでしょうか。	<p>国の交付決定に関わらず、契約書で定めた金額を支払います。</p>
14	<p>これまでの質疑回答、重点対話において基準金利の設定日および支払始期について</p> <p>①引渡日の6か月前⇒引渡後30日以内に第一回支払</p> <p>②引渡日の2営業日前⇒6月議会を経て7月に第一回支払</p> <p>のどちらが良いのかということだと理解していますが、</p> <p>③引渡日の2営業日前⇒引渡後30日以内に第一回支払⇒債務負担行為が必要になった場合、残額を7月に追加支払を要望致します。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）「別紙3 2 （1）②」の表の支払回数及び基準金利の記述を以下のとおり訂正します。</p> <p>支払回数： 事業者は、本施設の引渡後、毎年、適法な請求書を県に発行する。県は、本施設の引渡日から5か月以内の任意の日に、第1回目の支払を行う。以降、毎年4月初頭支払の全15回払いとする。</p> <p>基準金利： 本施設の引渡日の2日前（銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日）のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBORベース15年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前10時。テレレート17143ページ。）とする。 なお、入札時における基準金利の適用日は、令和元年7月末日とし、令和元年8月初頭に鳥取県ホームページにて公表する。</p>
15	<p>割賦元本及び割賦金利の支払いは</p> <p>第1回目：令和6年4月、最終第15回目：令和21年4月</p> <p>が予定されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>※事業期間は令和22年3月までです。</p>	<p>第1回目の支払いは、本施設の引渡日から5か月以内の任意の日に支払を行うこととし、以降、毎年4月初頭支払の全15回払いとします。</p>
16	光熱水費について、開館後4年目以降において大きく物価上昇があり、著しく費用が増加した場合（例えば3%以上）については、サービス対価の改定を認めてもらえる条件にして頂けないでしょうか。	<p>ご指摘を踏まえ、令和元年10月1日に入札参加者に対して周知した第1回重点対話の回答No. 65、66、67を下記のとおり訂正します。</p> <p>令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答の公表（第2回目）の質問回答No. 488を下記の通り訂正します。</p> <p>「開館4年目以降の光熱水費は、当初3年度間の実績をもとに一定額を支払うこととします。」</p> <p>あわせて、事業契約書（案）「別紙3 3 （2）」を以下のとおり訂正します。</p> <p>「事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。県は「別紙4 業績監視要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後10日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、県が支払を行う。第1回目の支払は令和2年4～6月分とし、以降、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月と3か月ごと、事業期間中全80回払いとする。なお、事業者がすべての費用を自らの負担で行う独立採算による事業（以下「独立採算事業」という。）を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費については、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、事業者は各四半期の業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、他の開館準備の対価とともに県が支払を行う。開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費の実績値を基に県と事業者との間において協議の上決定される額とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。また、開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、県が事業者を支払う。」</p> <p>なお、燃料費のうち公用車や招待バスのガソリン代等は含めない整理とし、実績払の対象とするのは県立博物館の実績からA重油を想定しています。</p>
17	消費税の変更があった場合には、サービス対価もそれに応じて変更されるのが一般的であると存じます。第93条第1項第3号を「消費税及び地方消費税に関する変更」へ修正頂きますようお願い致します。	<p>当該条項は、費用の負担関係を定めたものであり、消費税率が変更され、事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、県が当該増加費用及び損害を負担します。また、事業契約書（案）第93条第1項第3号を次のとおり訂正します。</p> <p>（3）消費税及び特別地方消費税の税率及び課税対象の変更</p>

No.	確認したい内容・その背景・主旨	回答
18	維持管理業務に関する提案において、「建築物の機能・性能保持」の記載要領に「事業戦略との関係性」とありますが、どのような提案内容を求めているのかイメージをご教示いただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、提案記載要領・様式集「第2 2 (2)」の表の維持管理業務に関する提案（建築物の機能・性能維持）の記述を以下のとおり訂正します。 ・機能・性能維持に関する取組方針 ・事故等の未然防止に関する対策 ※具体的な修繕対象及び実施時期・見積金額等を示す修繕計画表は別紙（様式の枚数制限には含めない）でも可とする。
19	除雪の頻度やコストは、自然現象に依存することで想定するのが困難です。官民双方にとって適切なリスク分担にするという意味で、PFI事業の範囲外としていただけますようお願い致します。	要求水準については原文のとおりとし、除雪業務は事業者の事業範囲とします。ただし、降雪状況等を勘案した柔軟な対応の必要性については趣旨を承りました。開館後の運営においては、降雪状況や美術館の開館状況、来館者数の状況等も勘案し、利用者に支障が生じない範囲で除雪を行ってください。
20	「提案書提出後の令和元年12月中旬頃に、提案書に関する審査員からの質問をあらかじめとりまとめてご回答いただくことを検討しています」とありますが、事業者の回答はヒアリング当日ということでしょうか。	入札参加者からの回答は、年内を想定しています。
21	非公開ヒアリングにおいて、審査委員へのプレゼンテーションは不要でしょうか。公開プレゼンテーションだけでは全てを説明しきれない可能性もあると考えますがいかがでしょうか。	11月末に提案書が提出され次第、提案書等を審査員にお渡しして提案内容を読み込んでいただいた上で質問をとりまとめることとしています。年内に入札参加者から回答いただいた内容、公開プレゼンの内容をしっかりと踏まえた上で審査委員による事業者ヒアリングを行い、提案内容全般にわたる質疑を行いたいと考えています。
22	回答に「県と事業者との事業者に本事業の実施について」とありますが、誤植があると思われます。訂正をお願い致します。	ご指摘を踏まえ、令和元年10月1日に入札希望者に対して周知した第1回重点対話の回答No. 51を下記のとおり訂正します。 事業契約書（案）第93条第1項は、事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合の、県と事業者との負担関係を定めたものです。サービス対価の変更については、個別具体的に検討することとなります。
23	第1回重点対話の回答として質問回答No. 488を下記の通り訂正します。 「提案時には開館4年目以降の光熱水費は、当初3年度間の実績をもとに一定額を支払うこととします。」とありますが、「提案時には」が間違いであると思われるので削除頂きますようお願い致します。	ご指摘を踏まえ、令和元年10月1日に入札参加者に対して周知した第1回重点対話の回答No. 65、66、67を下記のとおり訂正します。 令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答の公表（第2回目）の質問回答No. 488を下記の通り訂正します。 「開館4年目以降の光熱水費は、当初3年度間の実績をもとに一定額を支払うこととします。」 あわせて、事業契約書（案）「別紙3 3 (2)」を以下のとおり訂正します。 「事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。県は「別紙4 業績監視要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後10日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、県が支払を行う。第1回目の支払は令和2年4～6月分とし、以降、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月と3か月ごと、事業期間中全80回払いとする。なお、事業者がすべての費用を自らの負担で行う独立採算による事業（以下「独立採算事業」という。）を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費については、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、事業者は各四半期の業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、他の開館準備の対価とともに県が支払を行う。開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費の実績値を基に県と事業者との間において協議の上決定される額とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。また、開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、県が事業者を支払う。」 なお、燃料費のうち公用車や招待バスのガソリン代等は含めない整理とし、実績払の対象とするのは県立博物館の実績からA重油を想定しています。